

第3期岩手県国土強靱化地域計画 (素案)

概要版

岩 手 県

岩手県国土強靱化地域計画の概要

■ 岩手県国土強靱化地域計画について

- ・ いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手県の強靱化」を推進するための指針として策定（「国土強靱化基本法」第13条の規定に基づく地域計画）
- ・ これまで
 - 第1期計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）を平成28年2月に策定
 - 第2期計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）を令和2年12月に策定

【参考】

国土強靱化基本計画について

- ・ 国土強靱化に係る国の計画等の指針とするため、国土強靱化基本法第10条の規定に基づき、国が策定する計画（以下「国基本計画」という。）
- ・ 平成26年6月に策定されて以降、概ね5年毎（平成30年12月及び令和5年7月）に改定

第1次国土強靱化実施中期計画について

- ・ 国土強靱化基本法第11条の2に基づき、5か年加速化計画に代わるものとして、国基本計画に基づく施策の実施に関し、その推進が特に必要となる施策の内容及びその事業規模を定めた中期的な計画（以下「国中期計画」という。）
- ・ 令和7年6月に策定され、その計画期間は令和8年～令和12年の5年間

第3期岩手県国土強靱化地域計画（素案）の策定方針

■ 第3期岩手県国土強靱化地域計画策定（素案）の考え方

- ・ 「国土強靱化基本法」第14条に基づき、国基本計画との調和が保たれるよう策定
- ・ 国基本計画の令和5年の見直しで追加された施策を反映するため令和7年1月に改定した第2期計画の内容に加え、令和7年に策定された国中期計画の内容を踏まえて策定
- ・ 近年発生した自然災害等（能登半島地震、八潮市道路陥没、大船渡市林野火災）も踏まえて策定
- ・ 今後、アドバイザリー会議での議論等を踏まえ、素案の内容を精査するとともに、KPIを設定

○ 第2期計画と第3期計画の章立て比較（変更点は下線部）

第2期計画

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨、2 計画の位置付け、3 計画期間

第2章 これまでの取組の成果

第3章 基本的な考え方

- 1 基本目標、2 事前に備えるべき目標、3 基本的な方針

第4章 想定するリスク

- 1 岩手県の地域特性、2 対象とする自然災害、
3 起きてはならない最悪の事態、4 施策分野

第5章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方、2 脆弱性評価の実施手順
3 脆弱性評価結果

第6章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

- 1 個別施策分野、2 横断的分野

第7章 計画の推進と進捗管理

- 1 県民総参加の取組、2 計画の進捗管理と見直し
3 他の計画等の見直し

第3期計画（素案）

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨、2 計画の位置付け、3 計画期間

第2章 基本的な考え方

- 1 基本目標、2 事前に備えるべき目標、3 計画の策定に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化、4 中長期的に取り組むべき課題、5 国土強靱化施策の基本的な方針

第3章 想定するリスク

- 1 岩手県の地域特性、2 対象とする自然災害、
3 起きてはならない最悪の事態、4 施策分野

第4章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方、2 脆弱性評価の実施手順
3 脆弱性評価結果

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

- 1 個別施策分野、2 横断的分野

第6章 計画の推進と進捗管理

- 1 県民総参加の取組、2 計画の進捗管理と見直し
3 他の計画等の見直し

第1章 計画策定の趣旨、位置付け、計画期間

1 計画策定の趣旨

- ・ いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手県の強靱化」を推進するための指針として策定するもの

2 計画の位置付け

- ・ 「国土強靱化基本法」第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、「国土強靱化基本法」第14条に基づき、国基本計画との調和が保たれるよう策定するもの
- ・ 第1期計画及び第2期計画の策定や見直しの経緯を踏襲し、岩手県ならではの計画としての性格を継承し策定するもの

3 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間
(計画を推進するための事業一覧については、毎年度定めるもの)

第2章 基本目標、事前に備えるべき目標

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 県民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

国基本計画との調和を図ることによる主な変更点の比較

※ 変更点は下線部

第2期計画

第3章 2 事前に備えるべき目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する
- (4) 地域経済システムを機能不全に陥らせない
- (5) 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
- (6) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (7) 地域社会・経済を迅速に再建・回復する



第3期計画（素案）

第2章 2 事前に備えるべき目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第2章 計画の策定に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化、中長期的に取り組むべき課題

3 計画の策定に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

- (1) 国土強靱化の理念に関する主要事項
「自律・分散・協調」型社会の促進、事前復興の取組の促進、地震後の洪水等の複合災害への対応、巨大・広域災害への対応
- (2) 分野横断的に対応すべき事項
環境との調和、インフラの強靱化・老朽化対策
- (3) 社会情勢の変化に関する事項
気候変動の影響、グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現、国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給、SDGs との協調、デジタル技術の活用
- (4) 近年の災害で得られた新たな知見
災害関連死及び孤立集落に関する対策、コロナ禍における自然災害対応、林野火災を含めた自然災害等に対応できる消防防災体制

4 中長期的に取り組むべき課題

- (1) 大規模自然災害への備えをより盤石に
- (2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる県土づくり
- (3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現
- (4) 官民連携の促進と民間主導の取組の活性化

第2章 国土強靱化施策の基本的な方針

5 国土強靱化施策の基本的な方針

- (1) 県民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
切迫する大規模地震災害や頻発化・激甚化する気象災害等から、県民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進
- (2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、ライフライン全体を強靱化
- (3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
デジタルが持つ力を最大限活用し、本県が直面する災害への対応力を強化
また、多様化、複雑化する社会状況も踏まえ、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないように取組を推進
- (4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
県民の多様化する価値観に即し、災害リスクに対応するため、県内市町村をはじめ、各地方公共団体との連携関係強化や官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進
- (5) 地域における防災力の一層の強化
県土や地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の力を結集し、あらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力を強化

第3章 岩手県の地域特性、対象とする自然災害、起きてはならない最悪の事態、施策分野

1 岩手県の地域特性

位置や面積、地勢、地質、気候について整理

2 対象とする自然災害

県内で発生しうる大規模自然災害として、地震、津波、火山噴火、風水害・土砂災害、雪害等とし、県が取りまとめた被害想定及び過去に大きな被害をもたらした規模を設定

3 起きてはならない最悪の事態

国基本計画を参考に、6つの「事前に備えるべき目標」に対する22の「起きてはならない最悪の事態」を設定（次ページ参照）

4 施策分野

国基本計画を参考に、5つの個別施策分野と6つの横断的分野を設定

(1) 個別施策分野

- ① 行政機能・情報通信・防災教育、② 住宅・都市、③ 保健医療・福祉、④ 産業、⑤ 国土保全・交通

(2) 横断的分野

- ① リスクコミュニケーション、② 老朽化対策、③ 人口減少・少子高齢化対策、④ 人材育成、⑤ 官民連携、⑥ デジタル活用【追加】

国基本計画との調和を図ることによる主な変更点の比較

第2期計画

第4章 3 起きてはならない最悪の事態

目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
①直接死を最大限防ぐ	1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生(二次災害を含む)
	1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
②救助・救急、医療活動を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
	2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
	2-5 被災地における感染症等の大規模発生



第3期計画(素案)

第3章 3 起きてはならない最悪の事態

目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
①直接死を最大限防ぐ	1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生(二次災害を含む)
	1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
	2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
	2-5 被災地における感染症等の大規模発生

国基本計画との調和を図ることによる主な変更点の比較

第2期計画

第4章 3 起きてはならない最悪の事態

目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
③必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
④地域経済システムを機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞 4-2 食料等の安定供給の停滞
⑤必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る	5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止 5-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止 5-3 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
⑥制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1 <u>ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による複合災害・二次災害の発生</u> 6-2 <u>農地・森林等の荒廃による被害の拡大</u>
⑦地域社会・経済を迅速に再建・回復する	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態



第3期計画（素案）

第3章 3 起きてはならない最悪の事態

目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
③必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
④経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞 4-2 食料等の安定供給の停滞 4-3 <u>農地・森林等の荒廃による被害の拡大</u>
⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 <u>情報通信機能の長期停止</u> 5-2 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止 5-3 上下水道等の長時間にわたる供給停止 5-4 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
⑥社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4章 脆弱性評価の考え方、脆弱性評価の実施手順、脆弱性評価結果

1 脆弱性評価の考え方

「国土強靱化基本法」第9条においては、「脆弱性評価」は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとされており、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

岩手県においても、国が実施した評価手法等を参考に、主に県が取り組んでいる施策を中心に脆弱性評価を実施

➤ 脆弱性評価とは

「起きてはならない最悪の事態」を避けるためにどのような施策を実施しているか、実施している施策は十分かについて、プログラムごと・施策分野ごとに評価すること

2 脆弱性評価の実施手順

第3章で定めた22の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、これまでの取組の成果を踏まえ、県が取り組んでいる施策について、推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた施策の対応力について、改めて分析・評価を実施（本体の別紙で整理）

3 脆弱性評価結果

第3章で定めた5つの「個別施策分野」及び6つの「横断的分野」ごとの取組状況が明らかになるよう、施策分野ごとに脆弱性評価を整理

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策①

1 個別施策分野の対応方策の概要

※第3期計画で新規に追加した施策・取組、拡充した取組、近年の自然災害等に対応する施策・取組（孤立集落対策、インフラの老朽化対策、林野火災対策）及び国中期計画を踏まえた施策・取組について抜粋

新規	新規追加	拡充	拡充
孤立	孤立集落	老朽	インフラ老朽化
火災	林野火災	中期	国中期計画

1-1 行政機能・情報通信・防災教育分野(29施策)

- 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化

《県庁舎の強化》 **拡充**

県庁舎については、令和5年度の耐震診断結果から、知事局棟、渡り廊下棟、議会棟のいずれについても現行の耐震診断基準及び防災拠点としての耐震性能を有していないことから、耐震化・長寿命化に向けて、県庁舎再整備の検討を進める。

- 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築

《非常物資の備蓄体制の強化》 **拡充** **孤立**

能登半島地震など近年頻発する災害における教訓等を踏まえ、避難所環境及び多様なニーズに応じた物資の整備等に係る「岩手県災害備蓄指針」の見直し等を行う。

- 防火対策

《消火資機材の充実強化》 **新規** **火災**

市町村及び消防本部に対し、国の緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用により、消火活動に使用する車両資機材の整備を促していく。

- 林野火災警報の適切な運用 **新規** **火災**

《林野火災警報の適切な運用》

市町村又は消防本部が林野火災警報等を発令した場合、必要に応じて県においても広報・周知を図る。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策②

1 個別施策分野の対応方策の概要

1-2 住宅・都市分野(10施策)

- ・ 住宅・大規模建築物の耐震化等

《発災時の応急仮設住宅の確保等》 **拡充**

発災時において速やかに応急仮設住宅の建設用地が確保できるよう、市町村における災害リスクの有無を含めた応急仮設住宅建設候補地の指定を促進する。

- ・ 市街地整備

《災害に強い市街地の形成等》 **拡充** **中期**

津波避難タワー等の整備や市街地再開発事業等による不燃化促進、緊急車両のアクセス性の向上、都市機能や居住の移転、防災機能強化を促進する。

市街地開発事業の計画策定段階における合意形成の徹底と、事業計画の適正化を図るように助言等を行っていく。

- ・ 水道施設の防災機能の強化

《水道施設の計画的な老朽化・耐震化対策》 **老朽**

災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策を促進する。

- ・ 下水道施設の防災機能の強化

《下水道施設の地震対策》 **老朽**

下水道施設の地震による被害を防止するため、国の補助制度を活用し、市町村下水道や県流域下水道が行う計画的な耐震診断や耐震改修(補強)等の取組を支援(実施)する。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策③

1 個別施策分野の対応方策の概要

1-3 保健医療・福祉分野(11施策)

- ・ 災害ケースマネジメントの体制整備 **新規**

《相談支援体制の構築》

災害ケースマネジメントガイドライン(R7策定予定)に基づき、既存の福祉施策の体制の活用・連携の促進や、専門士業団体、NPO等民間団体と連携した相談支援体制の構築など市町村における災害ケースマネジメントの体制の一層の充実を図る。

- ・ 避難所の環境改善 **新規**

《避難所運営マニュアル作成モデルの改定》

スフィア基準に基づく生活空間の確保、食事の質の確保など、避難所における良好な生活環境の確保を新たに盛り込んだ「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」の周知により、市町村における避難所の環境改善を促進する。

- ・ 要配慮者等への支援

《要配慮者(高齢者・障がい者等)への福祉的支援》 **拡充**

災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、国の社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金を活用した障害福祉施設等整備への支援を行う。

《男女のニーズの違いに配慮した支援》 **拡充**

避難所等では、特定の活動(例えば、避難所における食事作り等)が片方の性に偏ることや男女のニーズの違い等による様々な困難が生じることから、男女共同参画の視点を取り入れた対応策が必要であり、平時から、防災に係る政策・施策決定過程において男女共同参画が図られるよう市町村に働きかけを行っていく。

《こころのケア体制の確保》 **拡充**

東日本大震災津波の被災地域におけるこころのケアを含め、将来的にも持続可能なこころのケアの支援体制を構築する。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策④

1 個別施策分野の対応方策の概要

1-4 産業分野(14施策)

- ・ 災害発生時の復旧支援体制・対応能力の強化

《園芸産地における非常時の対応能力の強化》 拡充 中期

自然災害発生に備え災害に強い園芸産地を形成するため、園芸産地における事業継続強化対策等を活用し、複数農業者による事業継続計画(BCP)の策定やBCPの実践に必要な取組を推進する。

- ・ 野生鳥獣による農作物被害防止 新規

《野生鳥獣による農作物被害防止》 中期

野生鳥獣による農作物被害防止に向け、有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置、里山周辺の除間伐等の地域ぐるみの被害防止対策について、市町村や関係団体と連携して継続的に推進する。

《クマによる被害防止》

個体数管理、生息環境管理、被害防除対策、モニタリングに取り組む。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策⑤

1 個別施策分野の対応方策の概要

1-5 国土保全・交通分野(22施策)

・ 道路施設の整備等

《道路施設の防災対策》 拡充 中期

緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流失の対策必要箇所の整備を推進する。

防災上の位置付けがある道の駅の建物の無停電化及び災害時も活用可能なトイレの確保を推進する。

《交通安全施設等の整備》 拡充 中期

災害発生時に円滑な通行の確保を図るため、市町村における自転車を活用した計画の策定を促進する。

《液状化ハザードマップの作成》 新規 中期

各市町村で液状化ハザードマップの作成に向けた取組が進むように、検討マニュアルの周知や助言等を行うていく。

・ 農山村地域における防災対策

《山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備》 拡充 火災

林野火災により林地が荒廃した地域で、降雨による土砂災害から人家や道路等を保全するため、治山施設の整備を推進する。

《土地改良施設管理者の業務継続体制の整備・強化》 新規 中期

災害発生時において、早期の営農再開を図るため、基幹的な土地改良施設の施設管理者に対し、業務継続計画の点検・見直し等に係る指導・助言を行う。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策⑥

1 個別施策分野の対応方策の概要

1-5 国土保全・交通分野(22施策)

- ・ 森林資源の適切な保全管理

《適切な森林整備》 拡充 火災

大規模林野火災により被災した森林の早期復旧に向け、国の森林災害復旧事業を活用し、被害木の伐採・搬出と再造林等を支援する。

- ・ 災害廃棄物処理対策

《PCB 早期処理のための対策》 新規 中期

保管事業者及び所有事業者による低濃度PCB廃棄物の計画的かつ効率的な処理を促進する。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策⑦

2 横断的分野の対応方策の概要

2-1 リスクコミュニケーション分野(4施策)

- ・ 防災情報提供・普及啓発の充実

《孤立可能性集落対策》 **新規** **孤立**

国が実施する孤立集落に係る調査も踏まえ、詳細な実態調査を進め、集落ごとのリスクの見える化を図り、市町村の取組を促進する。

2-2 老朽化対策分野(10施策)

- ・ 上下水道施設等の老朽化対策

《水道施設の老朽化対策》 **老朽**

災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策を促進する。

《下水道施設の老朽化対策》 **老朽**

公衆衛生確保のため、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する老朽化対策事業の促進を図られるよう、必要な助言等を実施する。

- ・ 道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策

《道路施設の老朽化対策》 **老朽**

異状が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、個別施設計画に基づき、早期に修繕等の措置が必要な施設の老朽化対策を推進する。

- ・ 農地・農業用施設、漁港施設等の老朽化対策

《農業共同利用施設等の老朽化対策》 **新規**

農産物の供給基地としての役割を果たすため、新基本計画実装・農業構造転換支援事業等を活用し、老朽化した農業共同利用施設等の再編・整備を推進する。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策⑧

2 横断的分野の対応方策の概要

2-3 人口減少・少子高齢化対策分野(3施策)

- ・ 共助機能の維持・強化

《地域コミュニティにおける防災体制の強化》 **新規**

有識者等で構成する「地域防災力のあり方に関する検討会(仮称)」からの意見を踏まえ、自主防災組織・消防団の活動の活性化を図りながら、多様な主体が参画する持続可能な共助の体制を構築していく。

災害対策基本法の一部改正に伴い創設された「被災者援護協力団体登録制度」を活用し、自主防災組織等の補完的役割を担うNPOを育成する取組を検討していく。

- ・ 地域コミュニティの維持・強化

《都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化》 **拡充**

地域コミュニティの維持・活性化を図るため、県内各地域での農村RMOの形成・育成や活動支援に取り組む。

- ・ 建設業等の担い手の確保・育成

《建設業の担い手の確保・育成》 **拡充** **中期**

地方公共団体や民間事業者等と連携し、効率的・効果的なインフラメンテナンスの推進に取り組む。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策⑨

2 横断的分野の対応方策の概要

2-4 人材育成分野(6施策)

- ・ 医療・福祉等に関する人材育成

《災害ケースマネジメントに関わる人材の育成》 **新規**

発災時に、個別に被災者を訪問し見守りや相談支援等を行うアウトリーチ人材を育成し、災害ケースマネジメント推進体制の充実を図る。

- ・ 建設業等の担い手の確保・育成

《デジタル技術を活用した人材の確保・育成》 **拡充** **中期**

事前防災や復旧復興を担う建設業における技能労働者の高齢化の進展等を要因とする担い手不足に対応し、優れた技術を次世代に継承するため、建設キャリアアップシステム活用による処遇の改善や週休2日工事の促進等の働き方改革の一層の推進による人材の確保・育成を推進する。また、最新のデジタル技術の活用による生産性の向上等に係る取組や、適正な請負契約の推進といった環境づくりを進める。

被災地における速やかな災害復旧等のため、ICT施工やBIM／CIM導入、自動施工技術の活用等による一連の建設生産プロセスの効率化、インフラ分野のDXの推進により、防災・減災の担い手となる建設産業の担い手の確保・育成等に取り組む。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策⑩

2 横断的分野の対応方策の概要

2-5 官民連携分野(11施策)

- ・ 災害時連携体制整備

《災害時の連携が必要とされる団体との協定締結》

拡充

中期

道路法に基づく道路啓開計画に位置付けられた道路啓開訓練を実施する。

2-6 デジタル活用分野(13施策)

- ・ 災害に備えた道路交通環境の整備

《交通安全施設等の整備》

拡充

中期

緊急時に円滑な通行状況を把握するため、緊急輸送道路の必要な区間に路面監視カメラの設置を推進する。

- ・ 災害時連携体制整備

《災害時の連携が必要とされる団体との協定締結》

拡充

中期

TEC-FORCEによる被災状況把握等の高度化に対応するため、関係機関との連携を密にする。

第6章 県民総参加の取組、計画の進捗管理と見直し (PDCAサイクルの徹底)、他の計画等の見直し

1 県民総参加の取組

- ・ 本計画の推進に当たっては、県民、企業、NPO、市町村や県など、地域社会を構成するあらゆる主体が、共に支え合いながら、みんなで協働していくことが大切
- ・ 内容を広く周知し、理解を深め、県民総参加の取組として、着実に推進

2 計画の進捗管理と見直し(PDCAサイクルの徹底)

- ・ 本計画においても、岩手県における政策評価の取組の実績を踏まえつつ、PDCAサイクルを確立し、設定したKPIに基づく徹底した進捗管理を実施
- ・ 年度ごとに進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、有識者や県民からの意見等を踏まえ、更に必要な対策の追加や見直しを行い、次年度以降の施策・事業に反映

3 計画等の見直し

- ・ 本計画は、岩手県の強靱化の観点から、県における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合性を図る
- ・ なお、総合計画である「いわて県民計画(2019～2028)」アクションプランとの整合性を図るため、必要に応じ、本計画の見直しを行う場合がある